

核セキュリティの確保に対する基本的考え方について

平成23年9月13日

原子力委員会決定

原子力委員会は、本日、原子力防護専門部会から「核セキュリティの確保に対する基本的考え方」と題する報告書を受領した。同報告書は、この専門部会が、これまで核物質の不法移転及び原子力施設又は核物質の輸送への妨害破壊行為に対する防護を「核物質防護」と称していたが、近年、防護の対象がこれらに加えて放射性物質の盗取及びその関連施設又は放射性物質の輸送への妨害破壊行為、さらには規制上必要な管理の外にある核物質及び放射性物質にまで広がったことを受けて、この取組を「核セキュリティ」と称するとした上で、核物質、その他の放射性物質、その関連施設及びその関連活動のそれぞれの特性に応じた合理的、効果的な核セキュリティの確保の在り方に関する基本的な考え方を国際的な動向をも踏まえて検討し、その結果をとりまとめたものである。

原子力防護専門部会は、同報告書において、IAEA（国際原子力機関）が作成した核セキュリティ文書シリーズの最上位文書である「核セキュリティ基本文書（案）」を参考にしつつ、核セキュリティを維持する必要性や目的、これを規制する行政機関及び治安当局をはじめとする関係する行政機関並びに事業者の責務など、我が国における核セキュリティの確保に対する基本的な考え方を明示している。さらに、我が国の核セキュリティ対策が同報告書に示した基本的な考え方に沿って検討され、着実に実施されること、及び核セキュリティ対策は我が国全体の包括的な安全保障対策の一部であることから、同報告書が我が国の安全保障対策に係る国及び国民各層の認識を深化させることに寄与することを期待している。

当委員会は、同報告書の内容は妥当と判断し、規制行政機関、治安当局をはじめとする関係行政機関及び事業者に対し、相互の連携強化に留意しつつ、我が国の核セキュリティに関する取組を同報告書の内容を尊重して着実に推進することを求める。当委員会は、今後、関係行政機関等が本報告書の内容を踏まえて核セキュリティに関する取組を適切に進めていることを確認する。

また、当委員会は、来年4月を目途に立ち上げ準備が開始された原子力安全規制に関する新組織が、我が国の核セキュリティに関する規制行政を同報告書の内容を尊重して推進できるのみならず、この「基本的考え方」を定める機能をも有するものとして整備されることを求める。

なお、原子力防護専門部会は、今後、IAEA 核セキュリティ文書シリーズの「核セキュリティ基本文書（案）」に次ぐ位置づけにある勧告文書について我が国の核セキュリティ対策への反映方針を検討するとともに、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓についての対応策を検討している。当委員会は、同専門部会がこれらの検討を迅速に進めることを期待する。

核セキュリティの確保に対する基本的考え方

平成23年9月5日
原子力委員会
原子力防護専門部会

従来より、核物質¹の不法移転及び原子力施設又は核物質の輸送への妨害破壊行為に対する防護、すなわち核物質防護は、国際的な関心事項であり様々な国際的な議論及び取組が行われてきました。我が国はこれまでも原子力の平和利用に徹してきており、核物質の不法な利用を防ぐ核物質防護の重要性を踏まえて、核物質防護の取組に努め、核物質防護規制の充実強化を図ってきました。

我が国の核物質防護規制は、国際的な核物質防護のガイドライン「INFCIRC/225²」及び「INFCIRC/225/Rev. 1」を踏まえて検討された昭和55年の原子力委員会核物質防護専門部会報告書をもとに整備が始まりました。現行法令においては、INFCIRC/225の4次改訂までが考慮され、規制行政機関³による核物質防護規制に適宜に反映されてきました。なお、INFCIRC/225はこれまで5次にわたる改訂（第5次改訂：平成23年1月）が行われています。

米国における同時多発テロの発生以降、核物質を用いた核爆発装置だけでなく、放射性物質の発散装置（いわゆるダーティーボム等）の脅威も懸念されるようになり、核燃料物質だけではなく、あらゆる放射性物質が防護の対象となってきました。すなわち従来は、核物質の不法移転及び原子力施設又は核物質の輸送への妨害破壊行為に対する防護対策であったところ、放射性物質の盗取

1 核物質：原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン、トリウム、プルトニウム及びその化合物を言う。

2 INFCIRC/225：IAEAが、加盟国における核物質防護制度の確立に当たって参照すべき国際基準として昭和47年に核物質防護に関する勧告として策定したもの。昭和50年に「“THE PHYSICAL PROTECTION OF NUCLEAR MATERIAL AND NUCLEAR FACILITIES” INFCIRC/225」として刊行。その後、状況の変化に対応して改訂され、現行のものは平成23年1月に改訂された第5版（Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities (INFCIRC/225/Revision 5)）。

3 規制行政機関：主に、核物質及びその関連施設の防護においては、原子力安全・保安院、文部科学省及び国家公安委員会、その他の放射性物質及びその関連施設の防護においては、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省、核物質及びその他の放射性物質の輸送の防護においては、原子力安全・保安院、文部科学省、国土交通省、都道府県公安委員会が該当する。

及びその関連施設又は放射性物質の輸送への妨害破壊行為に対するセキュリティ対策、さらに規制上必要な管理の外にある⁴核物質及びその他の放射性物質⁵への対応も含めたものとなり、防護の対象が広がりました。これに伴い、こうした取組は、「核セキュリティ⁶」と称されるようになりました。「核セキュリティ」は「核物質防護」より広い内容を意味しています。また、こうした情勢を踏まえて、IAEAにおいて、加盟国の核セキュリティ体制の整備又は強化を支援するために、一連の核セキュリティ・シリーズ文書の整備が進められることとなりました。

本報告書は、これらの核セキュリティを巡る状況の大きな変化に対応するため、IAEA核セキュリティ・シリーズ文書の最上位文書である核セキュリティ基本文書（案）を参考にして、我が国の核セキュリティの確保に対する基本的考え方を示したものです。

今後、国において、本報告書に示した基本的考え方に沿って、我が国の核セキュリティ対策が検討され着実に実施されることを期待します⁷。また、核セキュリティ対策は、我が国全体の包括的な安全保障対策の一部となるものです。本報告書が、我が国の安全保障対策に係る国及び国民各層の認識が深化することに寄与することを期待します。

1. はじめに

① 【核セキュリティを維持する必要性及び目的】

エネルギー源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする原子力の研究、開発及び利用においては、核物質及びその他の放射性物質並びにこれらを使用した施設が利用されている。こうした利用にあたっては、核物質、その他の放射性物質、その関連施設及びその輸送を含む関連活動（以下、「核物質等、関連施設及び関連活動」という。）を対象にした盗取、妨害破壊行為等の犯罪行為又は故意の違反行為によって、人の生命、身体、財産、社会及び環境が脅かさ

4 「規制上必要な管理の外にある」とは、規制上管理が必要とされる物質が、何らかの理由により、必要とされる管理下でない状態にあることを言う。

5 その他の放射性物質：リン32、コバルト60等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物であって核物質以外のものを言う。

6 核物質、その他の放射性物質、その関連施設及びその輸送を含む関連活動を対象にした犯罪行為又は故意の違反行為の防止、検知及び対応

7 この基本的考え方の中には既に実施されているものがある。

ることがないようにすべきである。

②【核セキュリティの確保に対する国の責任】

このため、国は、こうした犯罪行為又は故意の違反行為の防止、検知、及びそれらによる人の生命、身体、財産、社会及び環境に対する有害な影響を出来る限り小さくするための対応が確実に行なわれる規制等の仕組みを整備すべきである。

③【核セキュリティの確保の対象】

核セキュリティの確保に係る規制の仕組みは、核物質等、関連施設及び関連活動について、その計画から施設の閉鎖及びそれらの物質の最終処分に至る全ての期間を対象とすべきである。なお、この規制の仕組みは、国外から不法に持ち込まれるなどにより、規制に必要な管理の外にあるこれらの物質も対象とすべきである。

2. 核セキュリティに関係する行政機関及び事業者とその責務

①【規制行政機関の役割】

我が国では、一定の量を超える核物質又はその他の放射性物質の利用・輸送等を行うことができる者は、それらの安全確保の活動が適切に行われることを確実にするために、国の許可等を得た者⁸（以下、「許可事業者」という。）に限っている。

そこで、これらの許可等を行う規制行政機関は、核セキュリティに係る防護の内容を自ら遵守する規則として許可事業者が定めることを求めるとともに、その内容を審査すべきである。その上で、それぞれの規制行政機関は、許可事業者が核物質及びその他の放射性物質の所在確認を含む適切な管理及び当該規則に定めた防護の内容を確実に実施し、さらに維持しているかどうかを適宜に監査すべきである。

②【規制行政機関の独立性】

これらの規制行政機関は、防護に関する意思決定において、許可事業者及び原子力利用の促進等を行う行政機関⁹から機能面及び財政面において適切な独立性を有しているべきである。

⁸ 国の許可等を得た者から運搬を委託された者を含む。

⁹ 脚注 10 を参照。

③【各行政機関の統合及び調整】

国は、防護の対象によって規制行政機関が異なる場合があること、また、同一の対象に対する防護の取組に関係する行政機関が複数ある場合もあることから、これらの行政機関の取組について適切に統合及び調整を行うべきである。また、これらの統合及び調整の実効性を適宜に評価し、改善すべきである。

④【許可事業者の責任】

核物質等、関連施設及び関連活動における核セキュリティに係る防護の実施に関する一義的な責任は許可事業者にある。許可事業者は、このことを認識して、適宜に防護体制の実効性を評価し、改善すべきである。

⑤【関係行政機関と許可事業者の連携】

中央及び地方の関係行政機関¹⁰と許可事業者は、核セキュリティに係る目標を達成するために必要な調整と情報交換を行い、防護の実効性の維持に努めるべきである。なお、下記⑥にあるように、こうした取組においても機微情報は保護すべきである。

⑥【機微情報の管理】

規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者は、核セキュリティに係る目標を達成するために公開すべきではない情報を機微情報に指定する仕組みを整備するとともに、その漏えいを防止するために必要な情報管理の在り方及び漏えいに対する罰則等を定めるべきである。

⑦【核セキュリティに反する行為の防止に向けた法制面での対応】

国は、核物質等、関連施設及び関連活動を対象とした盗取、妨害破壊行為等の犯罪行為又は故意の違反行為を漏れのないように、犯罪又は違反とし、その影響の重大性を適切に考慮した刑罰等を課すべきである。国は、これらの犯罪

¹⁰ 関係行政機関：主に、治安当局としては、警察庁、都道府県警察、法務省及び海上保安庁（必要に応じて、これらの各機関を防衛省が支援）、輸出入等における水際対策当局としては、国土交通省及び財務省、原子力利用等の関係当局としては、原子力委員会、資源エネルギー庁、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省、原子力に係る外交当局としては、外務省、総合調整当局としては、原子力委員会及び内閣官房が該当する。また、原子力施設等の立地する地方公共団体をはじめとする、核物質等、関連施設及び関連活動を対象とした盗取、妨害破壊行為等の犯罪行為又は故意の違反行為が発生するおそれがある地点が存する地方公共団体も該当する。

又は違反についての国の裁判権を設定するため、必要な措置を取るべきである。また、国は、こうした犯罪容疑者の引渡しに関して規定し、犯罪容疑者を引渡さない場合には、当該容疑者を訴追するため捜査当局に事件を付託する手続きを取るべきである。

さらに、国は、核セキュリティに悪影響を及ぼすその他の行為を必要に応じて特定し、その行為に対して適切に対処すべきである。

⑧【帰属先不明¹¹の場合等における核セキュリティの責任に関する手続き】

国は、核物質及びその他の放射性物質を安全でない状態にしないために、帰属先不明の、又は管理責任者が管理能力を有しない核物質及びその他の放射性物質について、核セキュリティの主要な責任を国又は指名された者に速やかに委任又は付託する手続きを整備し、当該物質が発見された際には、迅速に対応すべきである。

⑨【国際輸送に係る事項】

国は、核物質及びその他の放射性物質の国際輸送において、核セキュリティに係る防護が確実に行われるようにすべきである。国際輸送におけるこの国の核セキュリティに係る防護の責任は、これが別の国に明確に移転されるまで継続すべきである。

⑩【国際協力及び国際支援】

国は、I A E A等の国際機関による取組や関連する多国間の取組に参加して、核物質等、関連施設及び関連活動の防護の制度の確立、実施、維持及び継続に関する経験及び情報の交換を積極的に行うこととする。

また、国は、二国間協力や多国間協力の枠組みを通じて核物質等、関連施設及び関連活動の防護の制度を確立したいとする国への支援に努めるべきである。さらに、国は、他国において核セキュリティ事案が発生した際の核物質及びその他の放射性物質の回収及び防護を含む核セキュリティ関連事項への支援の要請、及び相互の法的支援の要請に対しても適時に対応すべきである。

国は、これらの協力及び支援を行うための、さらに4. ⑤及び5. ⑤で後述する情報提供を迅速かつ適切に行うための連絡等を行う体制を、二国間関係、多国間関係及びI A E A等国際機関を通じて整備すべきである。

なお、こうした取組においても機微情報は保護すべきである。

11 管理責任者が特定できないこと。

3. 核セキュリティ体制の維持

①【核セキュリティ体制の維持のためのシステム】

規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者は、セキュリティ対策と安全対策とが相補的又は相反的である場合があることから、両者が調和するように、特に、セキュリティ対策が安全を、また、安全対策がセキュリティを損なわないように、品質管理システムを含む統合された管理システムを開発し、実施し、各組織の核セキュリティ体制を維持すべきである。

②【人材、予算及び技術的能力の確保】

国は、規制行政機関及び関係行政機関が核セキュリティに関する活動を企画・推進するために必要な人材、予算及び技術的能力を措置し維持すべきである。

許可事業者は、核セキュリティに関する活動を企画・推進するために必要な人材、予算及び技術的能力を措置し維持すべきである。

③【核セキュリティ文化】

国は、核物質等、関連施設及び関連活動における、核セキュリティの意義及び特質について、国民の理解の促進に努めるべきである。

核セキュリティに責任を有する組織¹²及び各組織に属する個人が核セキュリティの確保において各自に期待される役割とその重要性を認識するなど、核セキュリティを重視する風土である核セキュリティ文化を醸成し、その維持向上に努めるべきである。

④【リーダーシップの発揮】

核セキュリティに責任を有する組織の長及び幹部は、核セキュリティの重要性を理解し、リーダーシップを発揮して核セキュリティ文化を組織内に徹底すべきである。

⑤【内部脅威対策】

内部の情報に精通した者による情報漏えい又は不正行為等により、核セキュリティの実効性が悪影響を受ける可能性がある。そのため、規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者は、法に基づき、また、人権に配慮して、核セキュリティに対して悪影響を及ぼし得る内部脅威者の脅威を最小化する取組に努めるべきである。

¹² 国、規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者。

⑥【その他の課題への対処】

規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者は、国内外の情勢及び組織内外の環境などが核セキュリティの確保及び、これを確保するための能力に影響を及ぼす可能性を検討し、特定された課題の解決に取り組むべきである。

4. 核物質等、関連施設及び関連活動の防護

①【脅威の特定】

規制行政機関は、核セキュリティに対する国内外にある脅威¹³を、関係行政機関の助言を得て、特定し、評価すべきである。特定されるべき脅威の内容は、対象となる物質及びそれに係る活動の様態によって異なり、また、技術の進歩や社会情勢によって変化すると考えられるので、常に最も適切なものが特定されているように、適宜に見直すべきである。

②【防護対象の特定】

規制行政機関は、特定された脅威がもたらす潜在的危険性を評価し、その評価を踏まえ、防護の対象とすべき核物質等、関連施設及び関連活動を特定すべきである。特定される防護対象は、特定される脅威の内容やその発生頻度によって異なり、また、技術の進歩や社会情勢によって変化することが考えられるので、見落としがないように適宜に見直し、必要かつ十分なものが特定されているようにすべきである。

③【リスク情報を活用した防護対象の重要度評価】

規制行政機関は、リスク情報を活用して防護対象の重要度を評価すべきである。この評価に際しては、以下のリスク情報を考慮すべきである。

- 1) 特定される脅威の内容及びその発生頻度
- 2) 犯罪行為又は故意の違反行為を行う者の立場に立ってみた場合の防護対象の不正利用価値
- 3) 核物質等、関連施設及び関連活動の特徴
- 4) 核物質等、関連施設及び関連活動並びに機微情報及び機微情報等に係る IT 設備¹⁴を対象にした犯罪行為又は故意の違反行為の結果生じる被害の種類と大きさ

¹³ 脅威となる行為を企てようとする者(必要に応じ内部脅威者を含む)の特性を含む。

¹⁴ 機微情報に係る IT 設備のほか、関連施設に係る IT 設備を含む。

5) その他の核セキュリティに悪影響を及ぼす行為の結果生じる被害の種類と大きさ

④【防護措置の設計】

(防護措置の規制方式)

特定された脅威に対する防護措置の規制方式としては、(i) 許可事業者が実施すべき防護の内容を規制行政機関が具体的に示す規範的方式、(ii) 防護措置が達成すべき性能の基準を規制行政機関が示し、許可事業者が防護の内容を設計するとともに、その内容が性能の基準に適合していることを規制行政機関に立証するという性能基準方式がある。規制行政機関は、規範的方式、性能基準方式又は両者を組み合わせた方式のいずれかによって適切に規制すべきである。

(等級別取組の考え方)

規制行政機関が防護措置の規制を行うに際しては、防護対象の重要度に応じ、それに対応して犯罪行為又は故意の違反行為の実現を困難にする措置を講じるという等級別取組の考え方に基づくべきである。

(深層防護の考え方)

また、犯罪行為又は故意の違反行為の実現困難度を高いものにすることを指すため、防護措置の規制は、深層防護の考え方、すなわち、第一の措置が万が一破られても、なお、その行為の実現を阻止できる第二、第三の措置があるようにするという考え方に基づくべきである。

(防護措置の見直し)

設計された防護措置は、特定される脅威の内容や防護対象によって異なり、また、技術の進歩や社会情勢によって変化することが考えられる。規制行政機関及び許可事業者は、この設計された防護措置が常に合理的なものであり続けるよう、適宜に見直すべきである。

(その他の放射性物質に対する等級別取組に基づいた防護措置の設計)

その他の放射性物質の防護措置は、等級別取組に基づいて選定するべきである。その際、一般的に以下の2つのことに留意すべきである。

- 1) 核物質以外の「その他の放射性物質」は、核爆発装置の材料にならないことから、犯罪行為及び故意の違反行為を行う者の立場に立ってみた場合の不正利用価値及び、犯罪行為又は故意の違反行為の結果生じる被害の大

きさが核物質に比べて大幅に低く、大線源又は大量の線源である場合を除き、防護対象としての重要度は核物質に比べてかなり低いこと。

2) 阻止すべきその他の放射性物質に対する犯罪行為又は故意の違反行為は盗取及び盗取後の発散が中心となること。

規制行政機関は、これらのことを踏まえて、こうしたその他の放射性物質を用いる医療、研究、工業等の分野における放射線利用活動の防護対象としての重要度を評価して、これらの活動に与える影響が必要最小限となるように配慮しつつ、等級別取組の考え方に基づいて、これらに対する防護措置を規定すべきである。

⑤【核セキュリティ事案の検知】

(検知及び連絡)

規制行政機関は、防護措置の一つとして、防護対象に対する犯罪行為又は故意の違反行為を速やかに検知し、評価し、その結果に基づいて当該行為が目的を達成することを阻止する対応策を許可事業者が講じるよう規定すべきである。すなわち、迅速かつ的確に当該行為を検知するシステム及び検知結果を関係行政機関に遅滞なく連絡する体制を整備することを求めるべきである。

(計量管理)

また、規制行政機関は、核物質及びその他の放射性物質の盗取を検知し、評価するために、許可事業者が核物質及びその他の放射性物質を適切に計量又は登録し、効果的に管理することを求めるべきである。

(国際社会への情報提供)

関係行政機関は、防護対象に対する犯罪行為又は故意の違反行為が検知され、その連絡を受けた場合に、当該行為により影響を受ける国、影響を受ける可能性を有する国又は当該行為に係わっている国に必要な応じ適時に情報提供すべきである。

⑥【許可事業者による核セキュリティ事案への対応計画】

(計画の作成及び体制の整備)

規制行政機関は、上記⑤をはじめとする核セキュリティ事案への対応策をあらかじめ計画しておくとともに、この計画を適切に実施する体制を整備することを許可事業者に求めるべきである。この計画は、当該行為による人の生命、身体、財産、社会及び環境に対する悪影響を最小限に留めるための取組を含むべきである。

(訓練の実施及び計画の見直し)

規制行政機関は、この計画に基づく取組が適時に的確に行われることを確認するために、許可事業者が定期的にこの計画に基づく取組の訓練を関係行政機関と協力して実施し、その妥当性を評価し、その評価結果に基づいて計画を改良することを求めるべきである。また、規制行政機関は、許可事業者の行った訓練、評価及び改良の有効性を検査等を通じて確認すべきである。

⑦【規制行政機関及び関係行政機関による核セキュリティ事案への対応計画】

(計画の作成及び体制の整備)

規制行政機関及び関係行政機関は、上記⑤をはじめとする核セキュリティ事案への対応策をあらかじめ計画しておくとともに、この計画を適切に実施する体制の整備に努めるべきである。この計画は、核物質及びその他の放射性物質を発見し、回収し、安全な場所に保管する取組、当該行為による人の生命、身体、財産、社会及び環境に対する悪影響を最小限に留めるための取組及び当該行為に対する適切な捜査及び犯罪者の起訴を確実にするための取組を含むべきである。

(危機管理計画への移行)

この計画は、必要に応じて国の危機管理に係る計画への円滑な移行を含むべきである。

(設備及び人員の動員)

この計画には規制対象の管理責任を有する許可事業者に加えて、核物質及びその他の放射性物質を安全に扱うことのできる設備と専門家を有する研究開発機関の人員、能力を状況に応じて動員する仕組みが含まれているべきである。また、国際的な緊急時支援対応システムの利用も考慮すべきである。

(行政機関間の調整及び情報共有)

この計画には、これらの対応を行う規制行政機関、関係行政機関、許可事業者及び関連研究開発機関の間の調整と協力の仕組みを含むべきである。その際、それぞれの対応を行う各機関間の迅速かつ的確な情報共有の仕組みを準備すべきである。

(訓練の実施及び計画の見直し)

規制行政機関及び関係行政機関は、これらの取組が適時に的確に行われるこ

とを確認するため、必要に応じ許可事業者の協力を得て、計画に基づく取組の訓練を行い、その妥当性を評価し、その評価結果に基づいて計画を改良すべきである。

5. 規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質への対応

①【関係行政機関の役割】

盗取等により規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質、又は密かに国境を越えて持ち込まれた核物質及びその他の放射性物質が、核物質を用いた核爆発装置又は放射性物質の発散装置等により、人の生命、身体、財産、社会及び環境に悪影響を及ぼす行為に使用される可能性があることは否定し難い。

このため、関係行政機関は、これらの行為の可能性及びその影響を踏まえ、対応策を講じるべきである。この対応策には、核物質及びその他の放射性物質の不正取引を阻止し、抑止し、検知し、対応する取組が含まれるべきである。

②【大規模イベント及び重要な地点¹⁵における検知】

関係行政機関は、核物質を用いた核爆発装置又は放射性物質の発散装置等が大規模イベント及び重要な地点で使用される可能性及びその影響を踏まえ、検知のための措置及び警備の強化が必要な大規模イベント及び重要な地点を特定すべきである。

関係行政機関は、特定された大規模イベント及び重要な地点において、核物質を用いた核爆発装置又は放射性物質の発散装置等を検知し、適切な対応活動を開始できるようにするために、当該イベント主催者又は施設管理者に対して、核物質を用いた核爆発装置又は放射性物質の発散装置等を迅速かつ的確に検知するシステム及び検知結果を関係行政機関に遅滞なく連絡する体制を整備することを求めるべきである。また、関係行政機関は、検知のための措置及び警備の強化が必要な大規模イベント又は重要な地点の一覧を作成し、適宜に見直すべきである。

③【核物質及びその他の放射性物質の捜索等における検知】

国は、規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質を捜索、

¹⁵ 核物質を用いた核爆発装置又は放射性物質の発散装置等により人の生命、身体、財産、社会及び環境が多量なる有害な影響を受けるおそれのある地点（例：空港、ターミナル駅等）。

発見又は回収する適切な体制を整備すべきである。また、帰属先不明の核物質及びその他の放射性物質を含め、これらの物質が発見された場合に関係行政機関に連絡する体制を整備すべきである。加えて、帰属先不明の物質への対応に要する費用に係る負担の考え方について、その検討を進めるべきである。

④【国の管轄区域内及び国境における検知】

国は、その管轄区域内（司法権の及ぶ船舶内又は航空機内を含む）及び国境において、核物質及びその他の放射性物質を発見するため、能力開発、技術支援などを含め適切な体制を整備すべきである。また、国は、適切な対応策を講ずることが出来るよう、関係行政機関に遅滞なく連絡する体制を整備すべきである。

⑤【国際社会への情報提供】

国は、上記②、③及び④の核セキュリティ事案が検知され、その連絡を受けた場合に、核物質を用いた核爆発装置又は放射性物質の発散装置等による人の生命、身体、財産、社会及び環境に悪影響を及ぼす行為により影響を受ける他国、影響を受ける可能性を有する他国又は当該行為に係わっている他国に必要な応じ適時に情報提供すべきである。

⑥【核セキュリティ事案への対応計画】

(計画の作成及び体制の整備)

国は、上記②、③及び④の核セキュリティ事案の検知を受けて、核物質及びその他の放射性物質を発見し、回収し、安全な場所に保管する取組、核物質を用いた核爆発装置又は放射性物質の発散装置等による人の生命、身体、財産、社会及び環境に対する悪影響を最小限に留めるための取組、及び当該行為に対する適切な捜査及び犯罪者の起訴を確実にするための取組を含む対応を適時に的確に行うことができるよう、この対応をあらかじめ計画しておくとともに、この計画を適切に実施するための体制の整備に努めるべきである。

(危機管理計画への移行)

この計画は、国の危機管理に係る計画への円滑な移行を含むべきである。

(設備及び人員の動員)

この計画は、国がその核物質及びその他の放射性物質の管理責任者が特定できた場合にはその管理責任者を指揮して対応することを、状況によっては、核物質及びその他の放射性物質を安全に扱うことのできる設備と専門家を有す

る行政機関や研究開発機関の人員、能力を動員して行うことを含むべきである。また、国際的な緊急時支援対応システムの利用も考慮すべきである。

(行政機関間の調整及び情報共有)

また、この計画は、これらの対応を行う規制行政機関、関係行政機関及び関連研究開発機関の間の調整と協力の仕組みを含むべきである。

(訓練の実施及び計画の見直し)

国は、これらの取組が適時に的確に行われることを確認するため、関係行政機関が協力して計画に基づく取組の訓練を行い、その妥当性を評価し、その評価結果に基づいて計画を改良することを慫慂すべきである。

6. おわりに

①【福島第一原子力発電所事故の教訓】

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、本報告書とりまとめ時点でお収束しておらず、事故原因も調査中であるが、我が国政府が平成23年6月にIAEA閣僚会議に提出した報告書には核セキュリティに係る教訓が記述されている。これらの教訓に対する当面の基本的考え方は以下のとおりである。

1) 防護措置の強化

事故を踏まえ、施設・設備に係る防護措置の強化の必要性が明らかになっている。許可事業者は、規制行政機関及び関係行政機関と連携しつつ、施設・設備に係る防護措置を強化すべきである。また、関係行政機関は、規制行政機関及び許可事業者と連携しつつ、施設・設備に係る防護措置を強化するため、必要な体制の整備及び資機材の確保を行うべきである。

2) 内部脅威対策の強化

事故当初の出入り管理の不備が明らかになっている。許可事業者は不審者侵入防止策の徹底をはじめとして、内部脅威対策を強化すべきである。

3) 教育・訓練の強化

事態の深刻化を想定した緊急時対応訓練の重要性が明らかになっている。規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者は、核物質等、関連施設及び関連活動を対象とした盗取、妨害破壊行為等の犯罪行為又は故意の違反行為に対する対応に係る教育・訓練において、より実践的な状況を想定すべきである。

4) 核セキュリティ体制の強化

緊急時の対応において明確な責任体制の下で迅速な対応を行うことの重要性が明らかになっている。国は、安全確保と同様に核セキュリティの確保についても、緊急時における、政府内の役割分担及び責任体制の明確化並びに放射線安全に係る考え方の整理等を行うべきである。

②【勧告文書への対応に係る検討】

I A E A核セキュリティ・シリーズ文書のうち、基本文書に次ぐ位置づけである勧告文書（「INFCIRC/225/Rev.5」等）についても、今後、我が国の核セキュリティ対策への反映方針を検討していくこととする。また、上述した東京電力（株）福島第一原子力発電所事故の教訓についても、より具体的な対応策の検討を速やかに進めていくこととする。

以上